

「道路でスケボーにルールがある？」(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは弁護士の上野祥吾です。

私は、スケートボード、いわゆるスケボーを趣味でやっています。

これが私の今使っているデッキです。私は全然下手なんですけど。

ところで、道路でスケートボードをすることにルールがあるのはご存知でしょうか。

道路交通法76条に「禁止行為」というものがありまして、76条4項3号によって、「交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること。」が禁止されています。

ですので、スケートボードも、「ローラー・スケートに類する行為」ということで、これに含まれるでしょうと一般には解釈されています。

まず、道路交通法において、「道路」という場合、車道も歩道も含まれます。

そして、この条文の一番の問題は、どういうところが「交通のひんぱんな道路」なのか、という点です。

そして、「交通のひんぱんな道路」かどうかは、最終的には裁判所が決めることになりますが、現時点で明確な基準はありません。

最終的には、裁判になったときに、裁判官が、その道路の状況を、図面、写真、動画などの証拠から見て、「交通のひんぱんな道路」かどうかを判断することになります。

そして、実際にこの点が争われた事例は非常に少なく、ケースバイケースとなります。

そのため、警察や検察も、誰が見ても「ひんぱん」と言えるような場合で、とくに、何回も注意してから検挙しているのではないかと思います。

罰則としては、道路交通法120条によって、5万円以下の罰金となっております。

なお、参考裁判例として、民事事件ですが、東京地方裁判所平成24年7月20日判決(判例秘書搭載)によれば、「本件道路は中央分離帯が設置された片道3車線の道路であり、同号所定の『交通のひんぱんな道路』に該当すると解され(る)」とされています。

確かに、片道3車線あったら相当な数の車が通るでしょうから、「交通のひんぱんな道路」と言えるのではないかと思います。

ただ、注意しないといけないのは、例えば、人通りもなく、「交通のひんぱんな道路」ではないと思われるようなところでも、管理権者によってスケートボードなどが禁止されている場所もありますので、注意が必要です。

また、スケートボードは音も結構しますので、騒音の規制にも注意をする必要があります。スケートボードを練習している方ならお分かりになるかと思いますが、キックフリップを失敗して裏乗りになったときは結構大きい音がしますよね。

例えば、東京都には「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」というものがありまして、その133条には、「何人も、夜間(午後八時から翌日の午前六時までの間をいう。)においては、道路その他の公共の場所において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。」と書かれています。

また、136条は、条例に書かれている規制基準を超える騒音をさせてはならないとも書かれています。

そして、この違反にも、最終的には罰則があります。

また、スケートボードでは、手すりや縁石でスライドやグライドという技をしたり、壁を滑ったりする技があるのですが、こうしたことをやっていると物を壊してしまうと、当然民事の損害賠償という問題にもなりますし、さらに、場合によっては器物損壊罪という刑事責任にもなりかねません。この点も注意が必要です。

ところで、スケートボードとは関係がないのですが、道路交通法76条4項には他の禁止行為として、1号「道路において、酒に酔って交通の妨害となるような程度にふらつくこと。」が書かれています。

こういう人いそうですけど、危ないですね。

また、2号には、「道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまっていること。」が書かれています。これもお酒に酔った人ですかね。危ないですね。

また、76条4項には他にも色々と禁止行為が書かれていますので、興味のある方は是非調べてみてください。

それでは、今回も最後までご覧いただきましてありがとうございました。